

(案)

雇児発 第 号
平成22年 月 日

都道府県知事
各指定都市の市長 殿
児童相談所設置市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
区分						
地域小規模 児童養護施設	円 221,540	円 217,940	円 214,340	円 211,950	円 209,550	円 207,150

地域区分	3/100	その他
区分		
地域小規模 児童養護施設	円 203,550	円 199,960

(うち管理費 41,380円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分及び特別生活指導費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 2 2 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
区 分						
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 139,140	円 136,860	円 134,580	円 133,070	円 131,550	円 130,030

地域区分	3/100	その他
区 分		
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 127,750	円 125,480

(うち管理費 34,822円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

○児童養護施設における医療的支援体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成21年6月29日雇児発第0629001号の4 平成22年 月 日雇児発 第 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。 また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。 こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 略</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 略 (2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が15名以上入所していること。 なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が15名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成21年6月29日雇児発第0629001号の4</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。 また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。 こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 略</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 略 (2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が20名以上入所していること。 なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が20名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。</p>

改正後

現行

(3) 略

3～6 略

別紙様式 略

(3) 略

3～6 略

別紙様式 略

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後		現 行	
児 発 第 4 5 0 号 昭和62年5月20日		児 発 第 4 5 0 号 昭和62年5月20日	
[一部改正]昭和63年4月7日	児企第321号	[一部改正]昭和63年4月7日	児企第321号
平成元年5月29日	児発第390号の3	平成元年5月29日	児発第390号の3
平成2年6月7日	児発第475号の5	平成2年6月7日	児発第475号の5
平成4年4月10日	児発第382号の7	平成4年4月10日	児発第382号の7
平成5年4月9日	児発第331号の7	平成5年4月9日	児発第331号の7
平成6年6月29日	児発第639号の4	平成6年6月29日	児発第639号の4
平成7年4月3日	児発第371号の7	平成7年4月3日	児発第371号の7
平成8年6月24日	児発第618号の7	平成8年6月24日	児発第618号の7
平成9年5月28日	児発第375号	平成9年5月28日	児発第375号
平成10年6月12日	児発第457号	平成10年6月12日	児発第457号
平成11年4月1日	児発第321号	平成11年4月1日	児発第321号
平成11年4月30日	児発第418号	平成11年4月30日	児発第418号
平成12年5月19日	児発第520号の2	平成12年5月19日	児発第520号の2
平成13年8月2日	雇児発第507号の2	平成13年8月2日	雇児発第507号の2
平成14年11月11日	雇児発第1111005号	平成14年11月11日	雇児発第1111005号
平成15年5月23日	雇児発第0523004号の2	平成15年5月23日	雇児発第0523004号の2
平成16年7月16日	雇児発第0716004号	平成16年7月16日	雇児発第0716004号
平成17年6月1日	雇児発第0601005号	平成17年6月1日	雇児発第0601005号
平成17年10月28日	雇児発第1028005号の2	平成17年10月28日	雇児発第1028005号の2
平成18年6月27日	雇児発第0627009号	平成18年6月27日	雇児発第0627009号
平成19年7月25日	雇児発第0725001号の6	平成19年7月25日	雇児発第0725001号の6
平成20年6月12日	雇児発第0612014号の5	平成20年6月12日	雇児発第0612014号の5
平成21年6月29日	雇児発第0629001号の5	平成21年6月29日	雇児発第0629001号の5
平成22年 月 日	雇児発 第 号		
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	
厚生省児童家庭局長		厚生省児童家庭局長	
児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について		児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について	
略		標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児	

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 一般事業 1～5 略</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)</p> <p>(1) 事業の内容等 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,692,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ 略 2～4 略</p> <p>第4 報告等 略</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1～5 略</p> <p>別添1～4 略</p>	<p>第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 一般事業 1～5 略</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)</p> <p>(1) 事業の内容等 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ 略 2～4 略</p> <p>第4 報告等 略</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1～5 略</p> <p>別添1～4 略</p>